○ 招 集 告 示

吉川松伏消防組合告示第2号

平成25年第1回(3月)吉川松伏消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年3月14日

吉川松伏消防組合管理者 戸 張 胤 茂

記

- 1 期 日 平成25年3月28日(木)
- 2 場 所 吉川松伏消防組合消防本部 3 階議場

○ 応 招 · 不 応 招 議 員

応招議員(9名)

1番	廣	澤	文	隆	議員	2番	野			博	議員
3番	中	村	喜		議員	4番	高	野		昇	議員
5番	互		金岁	文 郎	議員	6番	伊	藤	正	勝	議員
7番	鈴	木		勉	議員	8番][[上		力	議員
9番	山	﨑	善	弘	議員						

不応招議員(なし)

平成25年第1回(3月)吉川松伏消防組合議会定例会

議事日程(第1号)

平成25年3月28日(木曜日)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

日程第 6 報告第1号 専決処分事項の承認について

日程第 7 報告第2号 専決処分事項の承認について

日程第 8 第1号議案 吉川松伏消防組合消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一

部を改正する条例

日程第 9 第2号議案 工事請負契約の締結について

日程第10 第3号議案 財産の取得について

日程第11 第4号議案 平成24年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算(第2号)

日程第12 第5号議案 平成25年度吉川松伏消防組合一般会計予算

午前10時00分開会

出席議員(9名)

1番	廣	澤	文	隆	議員	2番	野			博	議員
3番	中	村	喜		議員	4番	高	野		昇	議員
5番	互		金岁	大郎 郎	議員	6番	伊	藤	正	勝	議員
7番	鈴	木		勉	議員	8番	JII	上		力	議員
9番	山	﨑	善	弘	議員						

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管	Ē	里	者		戸	張	胤	茂
副	管	理	者		会	田	重	雄
消	防		長		相	JII	勘	造
次			長		鈴	木	克	巳
予	防	課	長		島	根	力	雄
警	防	課	長		浅	子		廣
指	令	課	長		高	橋	浩	造
吉力	日消	防署	長		森	田		栄
松亻	犬 消	防署	長		飯	島		明

本会議に出席した事務局職員

 書
 記
 小
 池
 稔

 書
 記
 石
 原
 洋
 輔

◎開会の宣告	(午前10時00分
) 山崎善弘議長 たたいまの出席議員は全 議会定例会を開会いたします。	員であります。これより平成25年第1回吉川松伏消防組
	<u></u> ♦
◎開議の宣告	
) 山﨑善弘議長 これより直ちに本日の会	議を開きます。
	<u> </u>
◎議事日程の報告	
山﨑善弘議長 本日の議事日程は、あら	かじめお手元に配付したとおりであります。
	<u></u> ♦
◎会議録署名議員の指名	
山﨑善弘議長 日程第1、会議録署名議	員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第72条の	規定により、議長から指名いたします。
8番 川 上 力 議員	
1番 廣澤文隆議員	
以上の2名を今会期中の会議録署名議	員に指名いたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思います。これにご異議ご

ざいませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山崎善弘議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

 \Diamond

◎諸般の報告

○山崎善弘議長 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員より平成24年度定例監査及び平成24年8月から平成24年11月までの例月出納検査の結果について報告がありました。お手元にその写しを配付させていただきましたので、ご了承願います。

次に、本定例会に出席の説明員及び説明委任者の氏名については、お手元に写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本定例会に管理者より提出された議案の件名については、お手元に議案目録の写しを配付 しておりますので、朗読を省略いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

 \Diamond

◎行政報告

○山崎善弘議長 日程第4、行政報告を行います。

戸張胤茂管理者。

○戸張胤茂管理者 おはようございます。

議員の皆様方には大変お忙しい中、平成25年第1回吉川松伏消防組合議会定例会に際しましてご 出席を賜りまして、ありがとうございます。

早速でございますけれども、7点の行政報告をさせていただきます。

初めに、当消防組合消防本部組織の改編につきましてご報告をいたします。平成25年度より消防本部指令課を指令室に改めまして、吉川消防署の組織に組み込み、119番入電時から災害活動を一体的に捉えて連携を密にし、災害対応の強化を図るものでございます。これにより、現在3署に配備する救急隊全隊が出動中の救急要請に対応する第4の救急隊は、消防本部の日勤者を含め運用しているところでございますが、第4救急を配備する吉川消防署の規模を拡大し、救急の有資格者を配属させて、柔軟に各隊の人材を割り振ることにより、救急車4台で24時間の運用を図るものでご

ざいます。

2点目に、危機管理の対応につきましてご報告申し上げます。まず、東日本大震災につきましては、今月の11日に2カ年が経過したところでございまして、改めまして哀悼の意を表するものでございます。甚大な被害をもたらした東日本大震災を含め、震災の教訓をいかに反映していくかが消防行政の役割でありますことから、構成市町防災計画と一体となります当消防組合消防計画を改訂いたしました。

改訂内容の概要につきましては、大規模な災害時などに設置する警防本部の構成員に、新たに構成市町消防団長及び副団長などの消防団本部員を編入するとともに、消防本部職員勤務時間外における指揮本部の設置、有線通信途絶時の情報収集方法、火災警防等各災害計画での複合または同時多発的災害発生時の優先的出動の規定や活動方針の追加、また職員非常招集区分の見直しなどにつきまして改訂をいたしました。

なお、詳細につきましては、お手元に改訂をしました消防計画を配付いたしましたので、ご確認 のほどお願いを申し上げます。

次に、3点目といたしまして、大規模な災害が発生した場合におきましては、長期間の災害活動を要することから、消防職、団員の食料を確保し、消防活動の万全を期すため、株式会社カンノと 大規模災害時における物資の供給協力に関する協定を平成25年3月11日に締結いたしました。

次に、4点目といたしまして、消防活動支援員の設置につきましてご報告をさせていただきます。 大規模災害発生時に被害を軽減し、市町民の安全を確保するため、消防吏員及び消防団員の職を退職した者が有する知識、技能及び経験を活用して消防活動を支援していただくため、平成24年11月に吉川松伏消防組合消防活動支援員設置要綱を制定いたしました。お手元に要綱を配付させていただきましたので、後ほどご確認をいただきたいと思います。

平成25年2月に対象者に依頼書を送付いたしまして、現在、元消防職員5名、元消防団員13名の登録がございます。今後も引き続き、支援員登録の推進を図ってまいります。

次に、5点目といたしまして、全国的な消防応援の制度でございます緊急消防援助隊に、消火部隊1隊を平成25年4月より追加登録するものでございます。この部隊の運用車両は、吉川消防署に予備車両として配備しております水槽付消防ポンプ自動車1台を充てるものでございます。これにより、平成25年度より消火部隊2隊と救急部隊1隊が、当消防組合の緊急消防援助隊登録部隊となります。

次に、6点目といたしまして、平成25年2月8日の長崎市のグループホームの火災を受けて、緊急に当消防組合管内の高齢者が入所する施設の立入検査を行いました。対象となる16施設では、比較的軽微な法令違反が5施設で判明したことから、直ちに是正するよう指導したところでございます。なお、検査結果の詳細は、お手元に資料を配付してありますので、ご確認を願いたいと存じます。

最後に、平成24年中の火災、救急、救助の出動状況についてご報告いたします。お手元に資料を配付させていただきましたので、ごらんを願いたいと存じます。火災件数は49件となっており、前年と比べますと19件減少しておりますが、死傷者数は6名で、前年より4名増加し、そのうち1名の死者が発生いたしました。救急件数につきましては3,506件で、前年と比べますと105件減少しております。これは、主に急病による出動の減少でございます。なお、出動状況の詳細につきましては、お手元の資料をご確認いただきたいと存じます。

以上で行政報告を終わります。



◎一般質問

○山崎善弘議長 日程第5、一般質問を行います。

通告に従いまして、6番、伊藤正勝議員の質問を許可いたします。

通告第1号、6番、伊藤正勝議員。

○6番 伊藤正勝議員 通告に従って質問をいたします。

大変消防の役割が市民にとって、あるいは町民にとって、身近で、かつ存在そのものが安心につながっている。そういう意味で、日ごろの活動に感謝と敬意をまず表しておきたいと思います。

その上で質問をさせていただきますけれども、ことしの1月に久喜市で75歳の男性が救急車の対応、要請したものの、25の病院が搬入を断ったと。実質的には36回にわたって受け入れを断られ、その結果、死亡するという事件が起こりました。新聞、テレビで繰り返し実情のニュースが流れたわけでありますけれども、大変ショックな出来事であったと思います。どうしてこういうことが起こったのか、反省会も開かれておりますし、5月中には関係者による対応策が示されるというふうにも報道されておりました。吉川あるいは松伏の場合は大丈夫なのか、そういう思いが多くの方によぎったのではないかと思います。

そこで質問でありますが、救急車、このようなことは吉川では起こり得ないのかと。それに近いような状況があるのかということの確認という意味で、救急車の出動件数とその傾向。3,000件を超える出動があるということは、今も管理者からも報告がありました。詳細な報告のまとめも、一応見させていただいています。救急出動の件数と傾向。この久喜市の事例をバックにしてご答弁をいただければと。

病気が多いわけでありますけれども、その次に多いのが一般と書いてあるのです、この火災救急、 救助件数の資料によると。一般とは何だということも、ちょっとご説明を願いたい。

その内容、年齢、症状についても、この資料の中に掲載はしてありますが、ポイントを紹介していただき、かつ多発する時期あるいは時間、そして搬送に必要とされた時間は大体どのぐらいなの

か。遅い場合、速い場合。それから、搬送される救急病院は、近い場合もあると思いますし、受け 入れがなかなか思うように進まなくて、相当遠いところまで搬送するという事例もあるのかと思い ますけれども、そういうことが具体的にわかるようにご説明をいただきたいということであります。

また、今回の久喜市の事例を教訓に、医療機関との連携あるいは連絡、状況の把握、そういうシステム自体の見直し、機器の導入みたいなことも検討されているようでありますけれども、現状はどうなっているのか。この吉川松伏の場合は主な受け入れ病院とその数はどんなことになっているのか、具体的に断られた事例、あるいは何らかのアドバイスを、救急搬送に関連して、その状況の中で病院側からアドバイスを受けたりすることはあるのかどうか。久喜みたいなことは、ここではないと言えるのかどうか、そこら辺も伺っておきます。

次に、救急車の配置。先ほど管理者のほうから、4台、24時間の運用と。大変ご苦労でありますが、どこに配置をされているか。救急車の機能というものは、どういうものが常設をされているのか。どんどん中身も変わってきていると思います。最新のものと古いタイプのものでは、中身が違うということもあろうかと思いますけれども、その辺はどうなのだろうかと。消防車との連係プレーというのはどんなふうになっているか、それもあわせて伺っておきます。

救急車と同時に、救急救命士の役割が一段と重要かつ重いものになっていると思います。救急救命士の対応によって、後遺症、あるいは命そのものを左右する、そういうことも多々あるのではないかと思います。救急救命士の実情ですね。これは女性も、男女別なく救急救命士は任用されているのか。どんなことなのか、実際はどんな性別になっているのか。年齢的な制約みたいなものはあるのかどうか。今どんな状況なのか。資格と研修内容もどんどんレベルアップを求められていると思います。どんなふうに変わってきているのか。これからさらに医療的な救急業務が求められていくのだろうと思いますけれども、どんなふうな心構えして、この変化をごらんになっているのか。

さきに越谷の病院で、そうした救急救命士の研修の折に、研修に協力をされている患者の歯が折れて賠償するという報告もありましたけれども、その非を問うということではなくて、基本的にはやっぱり、どちらかといえば医師が受け入れて指導に当たる、病院側がしっかりとこの研修に向き合ってもらいたいなという思いも含めて、研修事項の詳細、あるいはその後の教訓を、改めて何かあれば伺っておきたいということであります。

高齢化社会、あるいはいろいろな事件、事故も含めて、救急救命の充実策が一段と求められます。 同時に、市民の自覚と協力ということも求められているのだろうと思います。防災訓練、あるいは AEDの設置と活用、そして消防本部のことはおおよそ理解ができますが、消防団は救急救命に関 連して何か具体的に研修だとか、取り組みがなされているのか。火事や水防のことはわかりますけ れども、救急救命との関連で消防団との関係、役割というものを何っておきたい。

あわせて、隣接消防本部と協力関係、さらに充実をさせたり、あるいは協力関係を結んでいることによって、こういうことで相当役立っているというような事例があれば、その実情をご紹介いた

だきたいということであります。

もう一つの質問は、3月11日の東日本の大惨事から早くも2年が過ぎました。先ほど管理者のほうから防災計画と一体として、消防のありようについても、あるいは活動の方針についても見直しを図っていますというご説明がありました。膨大な資料であります。私もまだ詳細には読んでおりませんが、第1問の体制、訓練、消防機材、総括的に伺いたいというところは、今の管理者の説明で一応答弁があったものと受けとめておきます。さらに地域防災計画等をしっかり読み込んだ上で、必要があれば、改めてこの件は質問させていただきます。

この3.11の大惨事の折に、津波の被害が多かったのですけれども、消防署員あるいは消防団員が相当多く犠牲になられた。大変とうとい命が一瞬にして多く奪われたわけでありますが、この危機に真っ先に取り組む立場の消防署員や団員の方々についても、安全という指針が一つ大きくあるのだろうと思います。どんなふうなことになっているのか。火災、水害、あるいは危険物処理に当たって、何でもかんでも突っ込んで行けということではないと思います。どんな基準で対応されているのか、ポイントを説明いただければと。今度の東日本の大震災等を受けて、その任に当たる人たちの安全ということについての教訓と見直しは何かあったのかどうか、それも伺っておきます。

また、基準があると当然思いますけれども、あるにしても、現場の状況によって現場判断ということは多々あるだろうと思うのです。そこら辺の指揮命令系統、権限の譲渡といいますか、実情、具体的な自主避難とか現場判断をやったようなケースがあれば、そういうことも交えながら、こういう危機管理の最先端で働く人たちの安全ということについての見解を伺っておきます。

以上、よろしくお願いをいたします。

- ○山崎善弘議長 ただいまの6番、伊藤正勝議員の一般質問に対しまして答弁を求めます。 浅子廣警防課長。
- ○**浅子 廣警防課長** おはようございます。ただいまの伊藤議員のご質問に対しまして、順次お答え を申し上げます。

まず、問題事項、救命、救急、救命の実情と充実策、課題につきましては、①番から⑥番までお答えを申し上げます。それから、2点目の3.11の大惨事から2年、衝撃は広く深いについて、順次お答えを申し上げます。

まず、①の救急車出動件数と傾向についてでございますが、お配りしました資料のとおりでございます。

次に、②、その内容についてでございますが、資料に記載されていない多発の時期、時間、場所につきまして申し上げます。多発の時期、時間につきましては、月別ですと7月、8月、曜日別ですと月曜日、時間別ですと8時から14時の間が、それぞれ多発しております。

場所につきましてですが、救急搬送人員全体の60%以上が一般住宅及び高層住宅等で住居としている場所での出動が最も多く占めております。

③、医療機関との連携。システムは、主な受け入れ病院とその数、アドバイスは、断られた事由は、久喜の教訓、再発防止はできるかでございますが、システムにつきましては、埼玉県医療情報システムをもとに、各救急隊に積載のタブレット型携帯端末、アイパッドに医療情報を転送し、情報の共有を図ってございます。

主な受け入れ病院とその数につきましてですが、吉川中央病院、埼玉筑波病院の救急二次病院です。ほか、近隣7病院に受け入れをしているところでございます。

断られた事由といたしましては、行政報告の資料に記載がありますので、ごらんいただきたいと 思います。

久喜の教訓、再発防止といたしましては、管内の二次救急医療機関に出向き、久喜消防の事例を 踏まえ、さらなる患者の受け入れ強化の依頼を実施したところでございます。

- ④、救急車の配置。どこに配置、その数、その機能、消防車との連携はについてでございますが、 吉川消防署に2台、松伏消防署、吉川南分署それぞれ1台、計4台配備してございます。機能についてですが、救急救命士が救命処置を行える資器材を積載してございます。消防車との連携につきましては、心肺停止が疑われる場合など、幾つかの事案を対象に消防隊と救急隊が連携活動を行っております。
- ⑤、救急救命士。その数、性別、年齢別、資格と研修内容、今後の変化、さきの研修事故について詳細を、教訓は何かについてでございますが、現在、救急救命士の数は15名、全員男性でございます。年齢層は20代から40代です。救急救命士の資格を取得するためには、救急業務に5年または2,000時間以上従事した者の中から一定の研修を経て救急救命士国家試験に合格した者に資格が与えられます。その後の変化についてでございますが、12月議会でも答弁をいたしましたが、糖尿病で低血糖発作を起こした人への点滴など、救命処置拡大が望まれております。現在、国が検討しているところでございます。さきの気管挿管研修中の前歯の欠損事故の詳細についてでございますが、12月の議会で答弁したとおり、研修病院に、より丁寧で、きめ細かな指導をしていただくようお願いしたところでございます。
- ⑥、救命、救急の充実策と課題。防災訓練、AED設置と活用、消防団との関係、隣接消防本部との連携は、その事例は、実情についてでございますが、消防本部の重点課題といたしまして、AEDの取り扱いを積極的に行えるよう、消防団やその場に居合わせた人、バイスタンダーの育成のため、防災訓練、救命講習会などで実施し、救命率、社会復帰率の向上を目的に推進しているところでございます。

隣接消防本部等との連携でございますが、集団救急、大規模災害の発生には、近隣消防本部との 相互に協力できる体制を整えております。

3.11の大惨事から2年についてでございますが、先ほど管理者が行政報告の中で申し上げたとおりでございます。

次に、今後の整備の方針についてでございますが、車両更新整備計画に基づき整備をする予定で ございます。消防団も同様でございます。

課題といたしましては、木造住宅密集地や駅南美南地区の人口増加に伴います消防力の増強が必要であると考えております。

次に、②、消防職員や消防団の安全についての火災、水害、危険物についての安全基準はあるのかでございますが、消防職員につきましては、埼玉県消防学校におきまして、初任教育課程や専科教育課程におきまして安全管理の教育を受講し、習得しております。消防団につきましても、埼玉県消防学校初級、中級幹部研修にて、同様に安全管理の教育を受講し、分団長が団員教育を行っております。

次に、現場判断の指揮命令系統はでございますが、災害時における指揮命令は、大隊長である消 防署長が指揮命令を行い現場統制を行っております。

自主避難、判断のケースはについてでございますが、通常、消防職団員は部隊行動をとっておりますので、自主避難はございません。

以上でございます。

- ○山崎善弘議長 ただいまの答弁に対し再質問はありませんか。
 - 6番、伊藤正勝議員。
- ○6番 伊藤正勝議員 多岐にわたる質問、恐縮でありますけれざも、再質問をさせていただきます。ポイントは、久喜で救急の対応、あるいは受け入れということが十分なされない結果、亡くなると。そういう事例があったと。これを深刻に受けとめて、吉川松伏ではそういうことは起こり得ないのかと、改めて伺っておきます。それに近いような事例はあったのか。要するに最大何回ぐらい断られたことがあるのか。時間的に言うとどのぐらいかかった。そういうケースもあるのか、ないのか。こういうことは、ここでは起こり得ないのか、起こり得るのか。そのことをまず概括的に、どう判断を責任者としてはされているのか。そのことをまず伺っておきたい。

そして、この質問で、今回までは2回までだと思うので、もう一つ伺っておきますけれども、もしああいうことがあるのであれば、そのために何が必要なのだ。どう取り組んでいるのか。あるいは、こういうことを何とかしなければならぬ、これは課題だと考えているのかというようなことがあれば、責任者として見解を明らかにしていただきたいということであります。

先ほど救急、救命、あるいは火災の実情についての報告の資料を事前配付で拝見をさせていただきました。見ればわかるというのは答弁ではないなと思いますけれども、膨大でありますから、今回はそれを受けとめておきますけれども、例えば先ほど質問したように、一般とは何だと。病気の次は一般ですよと、そういう報告の仕方はなかろうと、はっきり言うと。わかるような報告でなければならないという趣旨を含めて、あるいは私が質問で入れたように、いつ多いのですかと。月曜日多いという話。つまり市民が知りたいことをその報告の情報の中に入れ込んでいく。毎年同じ報

告内容で、数だけ違いますよということを求められているのではないと思います。報告のありようも、大災害を受けて、防災を市民それぞれが、あるいは現場に職務として携わる人たち、それぞれがしっかりと認識をして、少しずつレベルアップをしていかないと、本当の危機管理はできないだろうというふうに思います。統計や報告一つも、もっと親切にわかるように、答弁についても、今までそういうことを余り消防議会で言う人もいなかったかと思いますけれども、やっぱりもっとわかるように、見えるように、そういうことが求められていると。そういう時代だということをあえて申し上げ、そういうつもりで質問していますので、一歩前進を図っていくということです。

例えば、今、私の記憶がちょっと違えば別ですけれども、救急車の出動件数三千何百件のうち、 吉川市と松伏町のデータがありましたけれども、吉川と松伏を足した数と総計で出ていた数がちょっと違うかなというふうにも思ったのですが、それは後で検証しておいてください。そういう違いなどがあれば、そういうことも背景としてきちっと説明をしていただければと思います。私のほうが場合によっては読み違えているということもあるかもわかりません。

救急車にお世話になる市民がだんだんふえてくるだろうと思います。本来、結果的には必要ではなかったというケースもあると思いますけれども、一方では、救急車を早く求められるがために十分な対応ができなかったというような事例もあって、なかなかこの判断も難しかろうと思いますが、一つ、市民の立場で、救急車が病院に搬送してくれるというのはわかるのだけれども、救急車の中で何をやっていただいているのかな。それもどんどん高度化しているわけですよね。先ほど研修、その上、試験に合格しなければいかぬというようなことも紹介がありましたけれども、どんどん救急救命士の役割、それから救急車の中身も変わってきているのではないかなと、それに従って。あるいは変わっていくのかなと思います。基本的に、あの中でできることは、何と何と何で、どんな機械が入っているのか。それは全部4台とも同じなのか。新型と旧型では違うのか。それから、近い将来、もっと高機能で、ミニ病院みたいな形になっていくのかなと思いますけれども、そこら辺の情報があれば、あわせてご紹介をいただきたい。

いろいろあるので、最後に1つだけにしておきますが、消防職員や団員の安全、とりわけ一般の 火災や事故ということであれば、先ほどの説明でわかりますけれども、例えば今いろんな化学的な 物質も工場や何かでつくったりもしていて、本当に危険物の管理、それからそういうものが一旦爆発なんかした場合に、あるいは火事を起こしておいて途中で大爆発を起こすなんていうこともある のだろうと思います。そういうところをちゃんと押さえて、そういうときは遠巻きにやっぱりやっていくのかなと思ったりもしますけれども、そこら辺のところの現場の職員の危機管理、そういうものをどんなふうに出動され、実態はどうなっているのか、それも伺っておきます。

今回はこの程度にしておきますけれども、私は相当いろいろわかっているつもりだけれども、それでもわかっていない、見えない部分がいっぱいあります。市民の皆さん、相当見えないだろうと思います。見える努力をお願いするということを改めて申し上げて、もう再質問はしませんので、

どうぞよろしくお願いします。

- ○山崎善弘議長 ただいまの再質問に対しまして答弁を求めます。 相川勘造消防長。
- ○相川勘造消防長 伊藤議員のご質問にお答えします。

まず、久喜の事例がございましたが、当組合の管内では平均で病院に当たる回数は約4回ぐらいです。現場におります時間は15分から30分ぐらいが一番多うございます。

それから、一般というお話がございましたが、これは一般負傷のことでございまして、例えば転んだとか、そういうものが一般ということで取り扱いをしております。

それから、救急車は各全ての救急車が同じ高規格の救急車でございまして、救急車の中でやっているのは止血とかです。その他特定行為、気管挿管とかは病院の医師の指示のもとにやっておりますので、それぞれその傷病者によって違いますが、高度救命処置ができるような資器材が一式そろっております。

それから、久喜地区の関係の後の取り組みでございますが、まず吉川市では吉川中央総合病院、 松伏では埼玉筑波病院のほうに直接出向いて、病院側に、とにかく1分でも1秒でも早く傷病者を 搬送したい。地元の病院として協力をしていただきたい。その上で高度な処置が必要だとか、ある いは専門的な処置が必要だということになれば、またそこから搬送したいと。そのような要望をさ せていただいたところでございます。

安全基準につきましては、先ほど指揮体制の問題がございましたが、消防署長が大隊長となりまして全体を見回しまして、それぞれの中隊、小隊に安全の確保の指示を出しているところでございます。

以上です。

- ○山﨑善弘議長 次に、7番、鈴木勉議員の質問を許可いたします。
 - 通告第2号、7番、鈴木勉議員。
- ○7番 鈴木 勉議員 7番議員の鈴木勉です。私のほうからは、2点ほど質問させていただきたい と思います。

まず、1点目は、常備消防費負担金の負担割合の算定方法について、人口割に是正すべきである という、その点についてお伺いをいたします。

まず、当組合の現状は、両市町の地方交付税の基準財政需要額割合ということになっていますけれども、現実に人口比率と比べますと、かなり乖離しておりますし、またこの管内の人口動態及び都市形態の現状や広域消防としての構成自治体数が最少になっているという、そのことを踏まえますと、極めて不公平、不合理な基準になっていると判断されます。早急に人口割基準に改めることが必要だと考えております。でなければ、松伏町民にとって納得できるものではありません。

そこで、以下のとおり質問します。前回の一般質問の中で、基準財政需要額割合の現行基準が客

観性と合理性にかなうものであると答弁なされておりましたが、両市町の人口動態や都市形態、そして実態としての行政需要や業務量等を客観的に判断しますと、人口割のほうが現行基準より客観性と合理性にかなうものと考えられます。管理者として現行基準に固執するなら、人口割に改めることはなぜだめなのか、明確な根拠を示していただきたいと思います。

なお、質問の趣旨で誤解のないようにちょっとつけ加えておきます。地方交付税の基準財政需要額についてですけれども、それが全て客観性、合理性を欠いているという指摘をしているつもりはありません。一定のものは持っているというふうに思っています。ただし、この基準財政需要額は、もともと広域行政を前提にした算定ではありませんし、あくまで単独自治体の消防関係の行政需要の算定基礎になっているということから、広域消防にそのまま当てはめた場合の問題点を指摘しているのであります。広域消防の場合は、構成自治体の数、人口比率、面積、人口動態、都市形態等、総合的に公平性や客観性、合理性の観点に立って、構成自治体の負担割合を判断していくべきと思います。そういうことで、基準財政需要額が合理性ないのだと主張しているのではないということをご理解願いたいと思います。

次に、2点目の質問ですけれども、消防力強化のためには消防職員の増員が不可欠であると考えております。そこで、以下のとおり質問します。

まず1点目は、現行の人員体制を業務の実態に照らしてどのように認識しているか、お伺いいた します。

次に、年次有給休暇の取得率も極めて低い状況になっております。職員の意識の問題も一定の要素としてあるかもしれませんけれども、それはごく小さなことだと思います。根本的には人員が不足しているということが原因ではないでしょうか。この現状をどのように認識しているか、お伺いします。取得状況については資料で配付されておりますので、後ほど、見解を聞いてから2回目の質問で、こちらから質問をしたいと思います。

3点目ですけれども、1に関連しますけれども、計画的な増員が今後とも必要だと思いますけれども、今後の増員についてどのように考えているのか、お伺いをしたいと思います。

以上でございます。

- ○山崎善弘議長 ただいまの7番、鈴木勉議員の一般質問に対しまして答弁を求めます。 戸張胤茂管理者。
- ○戸張胤茂管理者 鈴木議員の質問に順次お答えいたします。

初めに、1点目の常備消防費負担金割合算定方法の人口割への見直し是正についてでございますが、常備消防費負担金割合算定方法の負担金割合を変更するには、組合経費の負担割合を規定している組合規約を変更する必要があり、組合市町の事前協議を経て、それぞれの議会での議決が必要であります。消防組合の管理者といたしましては、構成している市町におきまして負担金算定方法の見直しの機運が高まり、十分な事前協議を経て、新たな負担金算出方法について、構成している

市町の合意があった場合には、その合意事項を尊重したいと考えております。

続きまして、2点目の消防職員の増員につきましては、次長から答弁をいたさせます。

- ○山﨑善弘議長 鈴木克巳次長。
- ○鈴木克巳次長 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

2点目の消防職員の増員についてのうち、1番目の現行の人員体制を業務の実態に照らしての認識についてでございますが、国で示されている消防力の整備指針におけます人員の充足率は75.5%でございまして、十分に充足しているとは申せませんが、おおむね全国平均値程度であるものと認識しております。また、平成24年4月1日現在、職員1人当たりの負担人口は668名となっております。負担人口につきましても、県内でも5番目に少ないものとなっております。このようなことから、現行の人員体制につきましては、埼玉県内の他の消防本部と比較いたしましても、おおむね適正な人員が確保できているものと認識しております。

次に、2番目の年次有給休暇の取得率が極めて低い状況への認識と取得日数別の人数分布、構成 比についてでございますが、本年3月に年次有給休暇に関するアンケートを実施し、年次有給休暇 の取得のしやすさについて調査したところ、42%の職員が取得しにくい状況にあるとの結果となり ました。この結果につきましては、先ほど申し上げましたとおり、人員は確保できているものの、 昨今の大量退職、大量採用に伴い経験年数の浅い職員がふえ、緊急車両を運用する隊の隊長、機関 員、隊員を割り振ります警防部隊の編成上、取得がしにくい状況となっているものと考察をしてお ります。

なお、取得日数別の人数分布と構成比につきましては、お手元に配付してあります資料をごらん いただきたいと存じます。

次に、3番目の計画的な増員についてでございますが、平成24年4月1日現在の管内人口が9万8,681人でございまして、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令に基づきます特別救助隊の編成や吉川美南駅周辺の居住人口の増加を踏まえまして、消火部隊の増設による職員の増員を計画しているところでございます。

以上でございます。

○山崎善弘議長 ただいまの答弁に対し再質問はありませんか。 7番、鈴木勉議員。

○7番 鈴木 勉議員 それでは、再質問を行います。

まず、私、質問は、手続はどういうふうにするのだということを聞いたわけではないので、ちょっと質問にぜひ答えてほしいのですが、やはり管理者として構成自治体にとって、ちゃんと公平な形になっているかという観点で、その見直しに向けて管理者としての姿勢をちゃんと示すべきだということで私は聞いているのであって、その上で、もちろん手続的には各議会での承認なり手続も必要ですし、両首長間の協議、担当者間の協議というのが必要になるというふうには思うのですけ

れども、現状が余りにも、県内の12の広域消防組合の中でも著しく人口比との格差が開いてしまっていると。およそ人口比と比べると今5%ぐらい開いているわけです。そこのところをしっかり見て回答をお願いしたいということでしたので、冒頭そのことをまず申し上げておきたいと思います。

前回も資料を出しておりますので、特に業務実態、県内の12消防組合の状況なり、この間の負担金割合の推移なり行政需要の関係でもおわかりだと思いますので、今回配られた24年度の救急車の出動件数で見ても、ちょうど松伏が29%ぐらいですよね、全体の。ほかの届け出とか何かでも、おおよそ大体その前後です。20%後半というのが大体の大方の状況になっているわけです。それをさらに、消防の場合は、特に人件費の比率が非常に高いというのは、これはもう業務の性格上、そうなるのは当たり前のことなのですけれども、私のほうでもちょっと、今回の予算の中でどのぐらい占めるかということを調べさせてもらいましたけれども、まず1目の常備消防費で言いますと、予算額が12億3,256万円に対して、人件費は11億4,781万円です。つまり93.12%です。さらに、消防施設費もありますから、消防施設費の予算額7,857万円を足すと合計額が13億1,114万円になりますので、人件費の割合は若干落ちまして87.54%と。なおかつ、それだけではないのだと。今までの借り入れた分とか返済部分もあるのだということですと、公債費が1億4,722万円になりますので、トータルで人件費の比率を見ると78.71%となるのですが、このような中で、前段にも言いましたとおり、大きくかけ離れていると。

私も、ほかの12消防組合のところも電話したりして聞きました。やはり見直すときは見直してい るのです、実際に。久喜なんかでも合併を契機に見直したり、ほかのところも合併なりがあったと きに、やっぱり基準財政需要額を割合にしていても、ほぼ人口割と同じような形になっているとこ ろもあるのです。それは、地方交付税の算定の部分の特徴面というか、管理者の方は市長もやって おりますからご存じだと思いますけれども、地方交付税というのは、この消防費に関しては基本の 単位は人口なのです、実際に。人口掛ける単位費用ということで、24年度ですと1万1,300円です ね、たしか。それ掛ける、最後に補正係数がかかるので、それで変更になるので、そこの補正の部 分が現実には、はっきり言って、もともと地方交付税というのは10万人の自治体を想定して、10万 人が基準で交付税の算定がされているのです。ですから、ある意味、10万人に近づけば近づくほど、 補正の割合というか、補正でプラスされる割合がどんどん少なくなるのです。基本の単位は人口掛 ける、先ほど言った1万1,300円がありますから。ですから、そこのところをしっかり見ていかな いと。ですから、今、特に松伏と吉川の大きな特徴、違いというのは、松伏町は今、人口横ばいと いうか、ほんのわずか減っているという、ほぼ横ばい。吉川市の場合は、新市街地の開発もされて いますから徐々に、微増よりはちょっと上だと思いますけれども、増加傾向にあるわけです。そう いう中で、人口比との割合の差が10年前よりどんどん開いている。そういうこともちゃんと加味し ていただきたいということなのです。

それで、ちなみに、私、埼玉県伊奈町という、中央部、大宮の北のほうにありますけれども、そ

この状況を調べました。ここは単独消防です。伊奈町は人口4万3,600人ほど、世帯数1万6,600世帯ぐらいなのですけれども、そうすると松伏の大体1.4から1.5倍なのです。面積は、松伏町は16.22平方キロで、伊奈町は14.80平方キロということなので、2平方キロ弱ぐらい小さいのですけれども、ここの消防費、これは決算カードから見たのですけれども、幾らだと思いますか。消防費が、これは非常備も含めてですけれども、決算カードで22年度ので見ますと4億5,000万円です。つまり松伏町は、この常備消防で5億1,000万円ぐらい今回負担金になっていますけれども、それを考えると、極端な話、松伏町にとっては単独消防やったほうが負担面では軽くなるのです、実際に。でも、私は別にこの消防組合を解散しろということを言っているのではないです。それほど、その意味では行政需要からしたら、今の算定割合というのは現実からどんどん離れてきていると。公平な観点からしても、それはもはや、今、見直す時期に来ているのではないかと。そういうところで、今後、両首長間なりで、両市町間で協議を始めたらどうですかと。その意味で、だから私は最初に言ったのは、人口割ではどうしてだめなのですかと聞いているので、その辺のお答えをもう一度していただきたいと思います。

続いて、職員の関係ですけれども、全国平均だと。どこも充足率100%というところはないでし ょうからなのですが、特によそと比べても見劣っているわけではないのだということですけれども、 でも実際に消防年表とかの人員を見ますと、平成17年が152名ですよね。今、今回の予算では149名 ということで、3名減になっているわけですけれども、平成17年から現在では、およそ7,000人、 管内人口がふえているのです。先ほども、これは総合的に言っていきたいと思うのですけれども、 休暇の面でも、はっきり言って、平均だと10日にも満たないと思うのですけれども、先ほど年休取 得の関係でも、5日未満の職員15%、先ほど見たのを足してみたのですけれども、10日未満で68%、 11日未満で全体の78%です。つまり5人のうち4人は10日以上有給休暇を毎年流していると。これ は、その42%、先ほど課長の答弁で、42%が取得しにくいというのをアンケートでも答えていると。 ですから、これは密接に人員の問題が絡んでいると思うのです。やはり今後大きな地震とかも予想 されていますし、人命救助なり、また地震が起きると火災ということの連動性もありますし、また 水害なり、いろいろな災害というのも、今までないゲリラ豪雨だ、何だのということで予想される 中で、やはり消防力の強化にとって、消防職員の増員というのは絶対欠かすことはできないと思う のです。ですから、これについて、消防職員の方は24時間勤務で、いざという、そういう災害時、 そういうときには自分の命をかけて仕事しているわけですから、やっぱりもうちょっとその辺は、 2年前の東日本大震災から来て本当に消防力強化ということならば、増員について、もっと前向き に考えていくべきだと思うのですけれども、その点のお考えを再度お尋ねして、2回目の質問は終 わりたいと思います。

○山崎善弘議長 ただいまの再質問に対しまして答弁を求めます。 戸張胤茂管理者。 ○戸張胤茂管理者 1点目の常備消防費負担金割合算定方法の人口割の見直しなのですけれども、一 部事務組合、これは吉川松伏消防組合としては昭和46年の4月からスタートしております。この組 合を設立するに当たってのそのときのこの組合の規約等に基づきまして進めてきているところでご ざいまして、途中、昭和50年半ばごろでしたか、算定方法の見直しはしたというふうな経緯がござ います。そのときには負担金の割合を基準財政需要額のものに改めたという経緯がございます。人 口の増加あるいは減少等は、これは日々ございますので、なかなか難しい部分もあろうかと思いま すけれども、この一部事務組合で消防を進めてきた経緯は、やはりそれぞれの利点、この組合の利 点を生かして、ともに力を合わせて、住民の安全、安心のために組合設立で消防事業をやっていこ うということで進めてきたわけでありまして、今、鈴木議員から、松伏単独のほうが安いのだとい うふうなご指摘もございましたけれども、そういうことであれば、そういう協議をして、またそう いうスタートも、それは両市町の合意の中で進めるべきであろうかと思いますけれども、ただ、消 防組合としての住民へのサービス、これは全て公平に実施をされているわけでありまして、吉川市 が若干今人口がふえているかもしれませんけれども、これはずっと継続するわけではありませんし、 そのときにまた、人口が何人だからどうだと、そういうことでやっていくということでなく、今の この基準財政需要額がやはり妥当なものではないかなと、そういうことで両市町の議会を初めとし て合意を持って今まで進めてきたものと思います。

先ほど申し上げましたように、この算定方法を変えるには、両市町の議会におきまして議決を経て、そして規約を変更する、そういうことで可能かと思いますけれども、それであれば、そういう方向で、ぜひひとつ議会の中でご協議をいただければいいかなと思っておりまして、結果的には私は両市町のこの機運が高まり、そういう方法にしようという合意があった場合には、私はそれを十分尊重して進めてまいりたいと思っております。

以上です。

- ○山﨑善弘議長 次に、鈴木克巳次長。
- ○鈴木克巳次長 鈴木議員の再質問につきましてお答えをいたします。

有休の取得率の向上につきましては、私どももいろいろな面で策を考えておりますが、先ほどご質問にありました平成17年に職員が152名で、それ以降、人口が7,000人ふえているということで、職員の増強が必要だということでございましたが、それはもちろん私どもも必要性は感じておりまして、先ほど申し上げましたとおり、特別救助隊の編成に2名の増員、それから消防隊1隊を増強させるためには最低10名の職員が必要と考えております。

それで、有休取得率の向上策なのですが、実は平成22年度に職員が一番少なかった時期がありまして、これは平成22年は138名の職員がおりまして、今より20名少ない人員でございました。このときの平均の取得率も9.7日ということで、現在20名多くはなっているのですが、車両とか係が全く同一で、実際20名ふえても取得率がふえていないという状況がございますので、人員だけの影響

ではないと私は考察しているところでございます。以上でございます。

○山崎善弘議長 以上で一般質問を終了いたします。

- 🔷 -

◎報告第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山崎善弘議長 日程第6、報告第1号 専決処分事項の承認についてを議題といたします。 提案者の説明を求めます。

戸張胤茂管理者。

○戸張胤茂管理者 報告第1号の専決処分事項の承認についてをご説明いたします。

専決処分した事項につきましては、埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてでございます。本件は、平成25年3月31日をもって、埼玉県市町村総合事務組合から久喜地区消防組合と埼玉西部広域事務組合と加須鴻巣学校給食センター組合が脱退することにつきまして、協議するものでございまして、関係書類の提出期限により、緊急に処理する必要があったため、専決処分を行ったものでございます。

以上、ご報告を申し上げますとともに、ご承認いただきますようよろしくお願いをいたします。以上です。

〇山崎善弘議長 報告第 1 号につきましては、平成25年 3 月21日をもって通告を締め切りましたが、通告がありませんでした。

質疑を打ち切り、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○山崎善弘議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、本案を採決いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山﨑善弘議長 ご異議ないものと認め、これより採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○山﨑善弘議長 挙手全員であります。

よって、報告第1号 専決処分事項の承認については、承認することに決しました。

	^
_	/
\	_

◎報告第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山崎善弘議長 日程第7、報告第2号 専決処分事項の承認についてを議題といたします。 提案者の説明を求めます。

戸張胤茂管理者。

○戸張胤茂管理者 報告第2号の専決処分事項の承認についてをご説明いたします。

専決処分した事項につきましては、埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更についてでございます。本件は、平成25年4月1日から、埼玉県市町村総合事務組合に埼玉西部消防組合と埼玉東部消防組合を加入させ、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することにつきまして協議するものでございまして、関係書類の提出期限により、緊急に処理する必要があったため、専決処分を行ったものでございます。

以上、ご報告を申し上げますとともに、ご承認いただきますようよろしくお願いをいたします。 以上です。

○山崎善弘議長 報告第2号につきましては、平成25年3月21日をもって通告を締め切りましたが、 通告がありませんでした。

質疑を打ち切り、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○山崎善弘議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、本案を採決いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山﨑善弘議長 ご異議ないものと認め、これより採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○山﨑善弘議長 挙手全員であります。

よって、報告第2号 専決処分事項の承認については、承認することに決しました。



◎第1号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○山崎善弘議長 日程第8、第1号議案 吉川松伏消防組合消防団員の定員、任免、給与、服務等に 関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

戸張胤茂管理者。

○**戸張胤茂管理者** それでは、第1号議案 吉川松伏消防組合消防団員の定員、任免、給与、服務等 に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

本案につきましては、入団希望者が多数いるため、吉川市消防団の条例定数を増員させることを お願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、消防長から説明をいたさせます。

- ○山崎善弘議長 次に、相川勘造消防長。
- ○相川勘造消防長 ご説明をさせていただきます。

吉川松伏消防組合消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、吉川市消防団の現在の団員数は、条例定数300名に対しまして、実員数297名となっております。平成25年4月1日付入団予定者が19名、退団予定者が7名でございまして、今年度より12名多い309名となり、条例定数を9名上回る予定でございます。さらに、そのほかにも各分団にて数名の方と入団に向けて交渉中でございます。

吉川市消防団員増加の要因といたしましては、吉川美南地区開発による人口の増加、女性消防団員の増加並びに東日本大震災での消防団員の活躍による入団希望者の増加などが考えられます。美南地区の人口増加に関しましては、現在も武蔵野操車場跡地が開発中であることから、さらなる人口の増加による入団希望者がふえることが予想されます。現在の条例定数の300名から20名増員させ、320名に条例定数を改正し、消防団活動の充実強化を図りたいと考えております。

次に、吉川松伏消防組合消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第6条第1項分限の追加でございますが、「団長が特段の理由があると認めたとき」の一文を追加したいと考えております。この理由といたしましては、現在の内容では、団員に非がなければ降格が認められない状況でございます。これでは、長期に分団長の職にあった者が後進に道を譲る方法としては、退団をするしか方法がない状況でございます。そこで、分団長の職を辞して班長や団員として活躍をしていただくため、この一文を追加するものでございます。

以上でございます。

○山崎善弘議長 提案者の説明が終わりましたので、通告に従いまして、6番、伊藤正勝議員の質疑 を許可いたします。

通告第1号、6番、伊藤正勝議員。

○6番 伊藤正勝議員 吉川松伏消防組合団員の定員を20人増員をすると。今、管理者と責任者から 説明がありまして、おおよそわかりましたけれども、ちょっとおやっと思ったのは、入団希望者が 多いからふやすと。消防団の定員というのは、人口や地域の状況によって必要とされる団員数を合 理的に算出をして一応の定数は決められているのかなと受けとめておりましたけれども、これは全 国的、あるいは県内でも地域によって相当違うのかなと、今伺って、そう思いました。入団希望者 がどんどんふえれば、もっとどんどんふやすことになるのか。そもそも消防団員が本来どんな役割、 どういう必要性と、そして本当にいざというとき、どこまで頼りにしていいのかというようなこと もお尋ねをしておきたいなと思っておりますが、ここは議案でありますので、一応今私が申しまし たように、20人の団員増は、入団希望者がさらにふえたら、もっとふやすことになったのかどうか、 この辺の考え方をもう一度確認をしておきたい。

全国的には団員の充足がなかなか難しくて、年齢の枠を外したり、あるいは女性の団員をどんどん登用したり、女性、とりわけ高齢のママさん消防隊なども過疎地域などでは現実に存在をしているというようなことも聞きますが、吉川市としては団員の充足度で、この団員の定員との関連も含めてどんなふうにお考えであるのか。

また、今、美南地区などの話も出ましたけれども、やっぱり新興住宅地などでは団員の数が比較の上は少ないのかなと思っています。そこら辺の、例えば吉川13分団あると思いますけれども、地域によって入団希望者あるいは団員が少ないということになると、その辺の運用とか組織というのはどんなふうなことで対応されているのだろうかということ。あわせて、隊員の希望者、やっぱり全く報酬がなかったりすると希望者が出るのかなとも思ったりもしますけれども、研修、訓練、報酬、ごくポイントだけで結構ですから、ご説明をこの機会にしていただきたい。

分限の話は、要するに団長格の人が後進に道を譲る、そして引き続き団員としては活躍をしたいと、そういう場合に対応ができるようにということでありましたけれども、一方では、やっぱり団員にはなったけれども、実質上、忙しくてなかなか出れないよと。ほとんど出てこれないというような人たちもいるのではないかと想像していますけれども、そういうときに、やっぱり名前だけではちょっとまずいよというふうなことで、この機会に、もうそんなに動けないのであれば、やめてくれというような、そういうような分限とか、降任とか、そういうものはないのか。そういうことを考えなくていいのか、伺っておきます。

消防団員の器具置場、消防団員の寄附の問題も一応入れてあります。ご答弁いただけるならいただきたいし、あわせて時間もありますので。次の機会、次の消防議会のときに消防団のことは総合的にしっかり質問をさせていただこうと思っていますので、ポイントだけ今回はご説明願えればと思います。よろしくお願いします。

- ○山﨑善弘議長 浅子廣警防課長。
- ○浅子 廣警防課長 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

条例定数20の増員の理由でございますが、消防長の説明のとおりでございます。現在の団員充足度、年齢、性別、地域などについてでございますが、条例定数を超える消防団員が入団希望していることや、団員1人当たりの負担人口及び負担世帯数を近隣消防団と比較いたしましても、団員の充足度は高いと思われます。

団員の年齢につきましては、平成24年4月1日現在、20歳から70歳までで在籍しております。吉

川市消防団員の平均年齢が42.2歳となっております。

また、性別についてでございますが、平成24年4月1日現在、吉川市消防団員297名中、女性消防団員は18名となっております。

地域についてでございますが、地域ごとの分団の定数はございません。吉川市消防団及び松伏町 消防団ともに、ほぼ全域に団員が在住しております。

団員の役割、実情。年間の出動、出動件数。研修、訓練は。在職期間は、報酬は(退職金を含む)についてでございますが、団員の役割といたしましては、大震災や風水害、さらに武力攻撃事態の避難誘導などが役割でございます。平成24年度の出動件数及び研修、訓練の回数でございますが、今日現在、吉川市消防団は災害出動件数12件、災害出動延べ団員数は280名、研修、訓練は19回、延べ団員数は635名となっております。

在職の期間でございますが、吉川市消防団、松伏町消防団ともに、在職期間の制限はございません。

消防団員の年報酬でございますが、条例により定められておりまして、団員の5 万2,000円から団長の17 万5,000円と階級によって異なります。退職報償金でございますが、消防団に5 年以上在職した団員が対象となり、金額が14 万4,000円から92 万9,000円の間で、在籍年数と階級により異なっております。

分限、降任、免職の事例、件数、実情をについては、過去5年において、分限における降任、免職の事例はございません。

消防団器具置場、その実情、どんな器具がそろっているのか、敷地は、課題はの質問でございますが、消防団機械器具置場については、築30年を経過している機械器具置場が吉川市消防団で4カ所となっております。吉川市消防団では、平成25年度に第8分団の建て替えを予定しているところでございます。器具につきましては、消火活動に必要な資器材のほか、簡易救助器具といたしまして、切断器具や油圧器具等の6種類の資器材を全分団に配付しております。敷地、課題についてでございますが、消防団機械器具置場には、消防団員用の駐車場や詰所がない器具置場が数カ所あることから、今後の建て替え時には敷地の確保が必要となると考えております。

消防団への寄附の実情、どう使用されているのか。周辺自治体などの寄附はにつきましては、消防団への寄附は自治会の自主的な判断で行われているようでございますので、当組合で詳細は承知してはございません。また、周辺自治体の寄附でございますが、近隣の消防本部では、自治会と各分団間でのやりとりのため把握していないというのが実情のようでございます。

以上でございます。

○山崎善弘議長 ただいまの答弁に対し再質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○山崎善弘議長 質疑を打ち切り、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○山崎善弘議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、本案を採決いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山崎善弘議長 ご異議ないものと認め、これより採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○山﨑善弘議長 挙手全員であります。

よって、第1号議案 吉川松伏消防組合消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例は、可決することに決しました。



◎第2号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○山崎善弘議長 日程第9、第2号議案 工事請負契約の締結についてを議題といたします。 提案者の説明を求めます。

戸張胤茂管理者。

○戸張胤茂管理者 それでは、第2号議案 工事請負契約の締結についてご説明をいたします。

本案につきましては、現在、消防本部指令課に設置されているアナログ方式の消防救急無線設備が、平成28年5月31日をもって使用できなくなるため、消防救急デジタル無線施設を整備し、デジタル化へ移行するものでございます。

入札までの経過につきましては、平成25年2月14日に指名業者選定委員会において指名業者10者 を選定し、3月1日に指名競争入札を行った結果、三信電気株式会社ソリューション営業本部が、 予定価格内の2億2,260万円で落札し、直ちに仮契約を結びました。

なお、詳細につきましては、消防長から補足説明をいたさせます。 以上です。

- ○山崎善弘議長 次に、相川勘造消防長。
- ○相川勘造消防長 補足説明をさせていただきます。

現在の消防救急アナログ無線施設は、国の電波法改正により、平成28年5月31日をもってアナログ無線方式が使用できなくなりますので、消防救急デジタル無線方式に改修整備するものでございます。

工事内容、工事期間につきましては、現在設置されておりますアナログ方式の基地局無線統制台

・移動局無線機をデジタル方式に工事し、庁舎屋上へ空中線塔(アンテナ塔)1基増設並びに電源設備等の工事でございます。

工事期間につきましては、平成25年6月に工事の調整等の打ち合わせを行い、6月中旬から7月中旬の間に図面の作成、着工の準備、平成26年2月末に完成し、指令室に設置の予定をしております。

アナログ方式とデジタル方式の切りかえ見通しでございますが、デジタル化整備に約9カ月間かかりますので、平成26年度以降になります。当面はデジタル方式とアナログ方式を運用し、近隣消防のデジタル化整備状況を見ながら、切りかえ時期を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○山崎善弘議長 提案者の説明が終わりましたので、通告に従いまして、4番、高野昇議員の質疑を 許可いたします。

通告第1号、4番、高野昇議員。

○4番 高野 昇議員 4番、高野です。第2号議案についてお伺いいたします。

今回の入札では、入札参加は10者で、6者が辞退となったということで、4者による入札となりました。6者が入札辞退となった理由についてお伺いしたいのですが、辞退するに当たって辞退の理由をはっきり明記はしていないので、そういう点での理由は把握は難しいかと思いますが、しかし考えられる要因というのはあるかと思います。その点についてお伺いいたします。

それと、このデジタル化は、先ほど管理者が言われたように、法律で期限が決まっているという中で、それに各団体は対応しているということで、この時期、どうしてもこういう契約や工事が集中してしまうということも考えられます。ということで、同様に他の団体でこういう、入札にかけたけれども、多くが辞退したというような契約があるのかどうか。あるとすれば、その点についてもお伺いしたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

- ○山崎善弘議長 4番、高野昇議員の質疑に対しまして答弁を求めます。 高橋浩造指令課長。
- ○高橋浩造指令課長 それでは、高野議員のご質問にお答えします。

1点目の入札参加10者で6者が辞退、4者による入札となった。6者が入札辞退となった理由、または要因として考えられることは何かでございますが、私ども、3月1日の入札前に各6者から辞退する旨の申し出がありました。6者のうちの4者につきましては、工事期間が集中するので、専門技術者の確保が困難とのことでありました。2者につきましては、メーカーとして各営業所を支援する立場であり活動していますので、直接受注の意思がないという回答でございました。

2点目の他の団体における消防救急デジタル無線整備工事についての入札と契約で、同様の傾向 は見受けられるかでございますが、近隣の状況では、三郷市消防本部が消防救急デジタル無線整備 工事の入札と契約をしております。入札方式は、電子入札により一般競争入札の案内を示し、それを見た5者が入札参加の申し出がありました。平成24年5月9日の入札に際しましては、3者から辞退の申し出により、2者による入札という状況であると伺っております。

要因としましては、やはり各消防本部に設置してある指令台との関係がございますので、他の業者の方が入りにくいという面もあるのかなと、私自身は感じておるところでございますが、全ての業者が入札できるように、今回指名10者にしましては、吉川市に転出している業者の中からAクラスの業者を選定してやったということでございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○山崎善弘議長 ただいまの答弁に対し再質疑はありませんか。

4番、高野昇議員。

○4番 高野 昇議員 ありがとうございました。

辞退の理由としては、そういう理由があったということでありますが、ただ期間が集中しているということですけれども、ただ、入札に参加したのは、そういうことを承知の上で参加をされているのだと思うのです。その上で、それぞれの理由があるということかなと思いますけれども、しかし、これは、この吉川松伏消防組合の例ではありませんけれども、これはほかの自治体のやはり同様の工事で多くが辞退したという例もあるようです。その中では、国の基準で入札に当たっては仕様書をつくるわけですけれども、その仕様書が特定のメーカーしか対応できない仕様書が出されたと。それで、ほかの入札に参加した業者からもいろいろ抗議も出たということで、結局それに対応できる事業所がないということで入札したという例があったようです。

今回、この消防組合で行った入札については、そういう、あくまでも国の基準に基づく仕様書であったのか。それとも、ここでの仕様書が、そういう仕様書だとこういうメーカーしか対応できないと。国の基準から言えばいろんなメーカーがもっと対応できるのだけれどもと、そういうことはなかったのか。その点だけ再質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○山崎善弘議長 ただいまの再質疑に対しまして答弁を求めます。

高橋浩造指令課長。

○高橋浩造指令課長 今回の入札に関する私どものほうの仕様書の件でございますが、確かに他の業者では入りにくいものも、当然、うちのほうの指令台の関係もございまして、なくはございませんが、私どもの仕様書としましては、それと同等以上に対応できるものであればよろしいというふうなことで提案をさせていただいております。

以上でございます。

○山崎善弘議長 質疑を打ち切り、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○山崎善弘議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、本案を採決いたしたいと思います。こ

れにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山﨑善弘議長 ご異議ないものと認め、これより採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○山崎善弘議長 挙手全員であります。

よって、第2号議案 工事請負契約の締結については、可決することに決しました。



◎第3号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○山崎善弘議長 日程第10、第3号議案 財産の取得についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

戸張胤茂管理者。

○戸張胤茂管理者 財産の取得についてご説明をいたします。

本案につきましては、吉川消防署に配備の消防ポンプ自動車が、導入後17年が経過し、 NO_x ・PM法にかかる排ガス除去装置等を取りつけ維持管理を行ってまいりましたが、主要装備である消防ポンプに加え、救急支援出動の増加に伴い、車両本体にも経年劣化によるふぐあいが生じている状況であることから更新するものでございます。

なお、入札までの経過につきましては、平成25年2月4日に指名業者選定委員会において指名業者8者を選定し、2月18日に指名競争入札を行った結果、株式会社モリタ東京営業部が予定価格内の4,221万円で落札し、直ちに仮契約を結びました。何とぞご議決を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○山崎善弘議長 提案者の説明が終わりましたので、通告に従いまして、4番、高野昇議員の質疑を 許可いたします。

通告第1号、4番、高野昇議員。

○4番 高野 昇議員 4番、高野です。第3号議案についてお伺いいたします。

今回の入札では、吉川松伏管内の業者、それから埼玉県内の業者も入札に参加されているわけですけれども、この通告では、いずれも予定価格よりもかなり低い価格でと書いてあるのですが、これは確かに予定価格、税を含む予定価格よりは低いわけですが、入札価格と比較すべきは入札書比較価格であったかなと思います。そういう点では、それはそれぞれ上回っているので、もともと契約の対象ではないのかなという気もしますけれども、ただ、いずれにしても、どちらも他の参加者

よりも低い価格にもなっています。

契約する場合、こういう工事契約にしても、財産の取得にしても、補助を受けているかもしれませんが、市や町の税金も使われるわけで、そういう点ではできるだけ低い価格での契約が当然必要だという面があるかと思います。しかし、同時に、地元に対応できる事業所があれば、その契約によってその事業所の支援といいますか、それを受注することによってその事業所が繁栄するとか、あるいはその事業所の従業員に恩恵がこうむられると、そういう点もやはり、税金を使って発注する場合にはそういう点での配慮も必要ではないかというふうに思います。そういう点の配慮といいますか、考えというのはあるのかどうか。今回の契約について、入札については、そういう点での考え方があった上で入札されたのかどうか、その点をお伺いいたします。よろしくお願いします。

○山崎善弘議長 4番、高野昇議員の質疑に対しまして答弁を求めます。

浅子廣警防課長。

○浅子 廣警防課長 財産の取得についてお答え申し上げます。

水槽付消防自動車の購入につきましては、吉川市契約規則に基づき、吉川市の入札参加資格者名 簿に登載されている業者を選定したところ、登録されている地元業者は東京日野自動車株式会社松 伏支店の1者でございました。残りの業者につきましては、これまでの実績のある業者を指名した ところでございます。

以上でございます。

○山﨑善弘議長 ただいまの答弁に対し再質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○山崎善弘議長 質疑を打ち切り、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○山崎善弘議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、本案を採決いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山﨑善弘議長 ご異議ないものと認め、これより採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○山﨑善弘議長 挙手全員であります。

よって、第3号議案 財産の取得については、可決することに決しました。 ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 零時03分

○山崎善弘議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

- \Diamond -----

◎発言の訂正

○山崎善弘議長 先ほどの説明に対しまして、鈴木克巳次長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

鈴木克巳次長。

○**鈴木克巳次長** 先ほど鈴木勉議員の再質問に対しましてお答えいたしましたことに一部訂正がございますので、訂正をさせていただきます。

平成22年度の職員数は138名、現在の職員数が148名で、20名増加したと申し上げましたが、誤りがございました。10名の増加でございます。その他は変更ございません。

- 🔷 —

◎第4号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○山崎善弘議長 日程第11、第4号議案 平成24年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算(第2号) を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

戸張胤茂管理者。

○**戸張胤茂管理者** それでは、第4号議案 平成24年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算(第2号) につきましてご説明をいたします。

本補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,242万9,000円を減額し、予算の総額を17億9,512万7,000円とするものでございます。

内容といたしましては、第2号議案にて本契約となりました消防救急デジタル無線設備整備工事 事業の請負金額が確定いたしましたことから、歳出予算並びに財源となります歳入の基金繰入金及 び消防施設整備事業債を減額補正するものでございます。また、当該事業は平成25年度中の完了見 込みとなりますことから、翌年度に繰り越して使用するため、繰越明許費として計上させていただ きました。

以上でございます。

○山崎善弘議長 第4号議案につきましては、平成25年3月21日をもって通告を締め切りましたが、 通告がありませんでした。

質疑を打ち切り、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○山崎善弘議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、本案を採決いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山崎善弘議長 ご異議ないものと認め、これより採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○山崎善弘議長 挙手全員であります。

よって、第4号議案 平成24年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することに決しました。



◎第5号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○山崎善弘議長 日程第12、第5号議案 平成25年度吉川松伏消防組合一般会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

戸張胤茂管理者。

○**戸張胤茂管理者** それでは、第5号議案 平成25年度吉川松伏消防組合一般会計予算につきまして ご説明をさせていただきます。

平成25年度吉川松伏消防組合一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を15億5,883万1,000円とするものでございます。平成24年度と比較いたしますと1,597万5,000円、約1%の増となっております。増額の主な要因といたしましては、過年度におきます消防自動車等の更新整備による公債費の増加によるものでございます。新たな事業といたしましては、救命率の向上を図るために実施しております救命講習等の拡充を図るため、新たに管内の小中学生を対象とした救命入門コースを行うための学習キットの導入を図るものでございます。また、救急救命士が現場において実施している気道確保をさらに迅速確実に行うための資器材としてビデオ喉頭鏡を導入し、また確実な運用を図るため、当該の講習会に係る費用などを計上するものでございます。

依然として財政状況が厳しい中、消防に対するニーズは拡大していく中で、住民サービスを低下

させることなく職員一人一人が創意工夫し、財源を有効に活用するため、優先事項を明確にして、 重点化、効率化を行い、住民の目線に立った予算編成をいたしました。

なお、詳細につきましては、消防長から補足説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどお 願いを申し上げます。

以上です。

- ○山崎善弘議長 次に、相川勘造消防長。
- ○相川勘造消防長 それでは、第5号議案 平成25年度吉川松伏消防組合一般会計予算の補足説明を させていただきます。

お配りをさせていただいております予算書によりご説明を申し上げます。

それでは、歳入につきまして説明をさせていただきますので、8ページ、9ページをお開き願います。1款分担金及び負担金、1項1目負担金の1節常備消防費負担金14億812万1,000円につきましては、歳出総額15億5,883万1,000円から歳入の1目負担金の2節非常備消防費負担金及びその他の歳入を除いた金額でございます。当負担金は、前年度の消防費に係る基準財政需要額の割合により算出いたしまして、吉川市負担金につきましては、負担割合が63.81%の8億9,852万2,000円でございます。松伏町負担金につきましては、負担割合が36.19%の5億959万9,000円でございます。

2節非常備消防費負担金の7,303万1,000円につきましては、吉川市並びに松伏町の各消防団の運営に要する費用でございまして、吉川市負担金4,898万5,000円、松伏町負担金2,404万6,000円となっております。

その他の歳入につきましては、歳出の特定財源となっておりますので、歳出とあわせてご説明を させていただきます。

それでは、歳出の主なものにつきまして説明をさせていただきます。12ページ、13ページをお開き願います。3款1項消防費、1目常備消防費の説明の欄、消防職員給与費につきましては11億4,781万7,000円で、再任用職員を含む消防職員149名分の給料、手当、共済費、退職手当に係る負担金を計上させていただきました。

次に、14ページ、15ページをお開き願います。説明欄上段の研修事業につきましては674万1,000円で、消防大学校及び埼玉県消防学校で実施される教育訓練及び救急救命士の養成、緊急自動車運転技能研修など、消防業務等を遂行する上で必要となる研修費用となっております。

次に、16ページ、17ページをお開き願います。説明欄下段、安全衛生管理事業につきましては、252万2,000円で、職員の安全衛生管理に係る産業医報酬、健康診断委託料、また消防業務を継続するため新型インフルエンザなど、新たな感染症が発生した場合に対応するための予防接種の費用を計上いたしました。

次に、20ページ、21ページをお開き願います。車両資器材管理事業につきましては2,251万3,000円で、消防車両や各種資器材の維持管理費用、救急業務におけるビデオ喉頭鏡等の整備、資器材など

の老朽化に伴う更新費用を計上させていただきました。

次に、22ページ、23ページをお開き願います。演習訓練、応援受援事務事業につきましては57万1,000円で、緊急消防援助隊派遣時に必要な食糧費及び消防活動支援員用ヘルメットなどの被服費となっております。応急手当普及啓発事業につきましては102万4,000円で、心肺蘇生用ダミー人形及び救命入門コース用学習キットの導入費となっております。

次に、24ページ、25ページをお開き願います。説明欄中段、警防活動事業につきましては79万8,000円で、警防活動に係る消耗品及び現場指揮本部における活動支援情報を入手するためのタブレット型端末機の導入費用となっております。

24ページ、2目消防施設費から、続けまして26ページ、27ページをお開き願います。車両整備事業につきましては4,425万1,000円で、第3号議案の財産取得におきましてご説明いたしました消防ポンプ自動車を更新するものでございます。

続きまして、3目非常備消防費でございますが、説明欄、吉川市消防団員給与費につきましては、2,344万7,000円で、入退団者を含め300名の消防団員報酬と退職報償金の準備資金積み立てに係る負担金を計上させていただきました。

次に、吉川市消防団運営事業につきましては2,007万3,000円で、消防団退団者の退職報償金や災害出動等の出務に係る費用弁償などを計上させていただきました。

次の28ページ、29ページをお開き願います。説明欄中段の松伏町消防団員給与費につきましては1,012万7,000円で、入退団者を含め126名分の消防団員報酬と退職報償金の準備資金積み立てに係る負担金を計上させていただきました。

次に、松伏町消防団運営事業につきましては1,518万2,000円で、消防団員運営に伴う費用弁償や 消防操法大会出場に伴う小型動力ポンプ等の購入及び大会経費に要する費用を計上させていただき ました。

次に、30ページ、31ページをお開き願います。4目非常備消防施設費でございますが、吉川市消防団器具置場維持管理事業につきましては1,613万1,000円で、老朽化している消防団第8分団器具置場を建てかえるため新築工事費及び解体工事費並びに各消防団器具置場の維持管理費などを計上させていただきました。

続きまして、吉川市消防団車両整備事業につきましては963万6,000円で、第4分団車両につきましては導入後18年以上経過している状況でございますことから、更新計画に基づきまして計上させていただきました。なお、当該消防団器具置場新築工事費及び消防団車両更新整備の各財源につきましては、約90%を非常備消防施設整備事業債とするものでございます。

以上で、平成25年度吉川松伏消防組合一般会計予算の補足説明とさせていただきます。

○山崎善弘議長 提案者の説明が終わりましたので、通告に従いまして、8番、川上力議員の質疑を 許可いたします。 通告第1号、8番、川上力議員。

○8番 川上 力議員 議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして質疑をさせていただきます。

予算書の19ページにございます少年消防クラブ運営事業28万1,000円についてでございます。予算の参考資料の6ページのほうに載っておりますけれども、昨年度、24年度と比べまして10万4,000円の減額となっております。平成25年度につきましては、具体的にどのような事業を予定しておられるのか。昨年との比較を含めてお答えいただきたいと思います。

それから、予算書の23ページにございます応急手当普及啓発事業102万4,000円についてでございます。こちらも参考資料の7ページのほうに小児、乳児対象救命講習人形の拡充ということで、救命入門コース用AED学習キット購入というふうに書いてございますけれども、まずこれはどのようなもので、幾つ購入するのか。また、利用の仕方、活用の見込み、こういったことについてお答えいただきたいと思います。

以上です。

- ○山崎善弘議長 8番、川上力議員の質疑に対しまして答弁を求めます。 鈴木克巳次長。
- ○鈴木克巳次長 川上議員のご質問にお答えいたします。

1点目の少年消防クラブ運営事業についてご説明いたします。吉川松伏少年消防クラブにつきましては、昨年4月にクラブ活動を通じて防災意識の高揚を図り、将来の地域防災の担い手となる人材を育成することを目的として、小学校5年生、6年生を対象に結成をいたしました。

まず、今年度に行いました事業内容につきましてご報告いたします。少年消防クラブの活動は、おおむね月1回、日曜日を中心に実施をいたしました。前半期は、消防活動の基本となる規律訓練や各消防署において消防に関する知識、また、さいたま市防災センターなどにおいて防災に関する知識を学びました。8月の夏休み期間中には、吉川消防署において宿泊活動を実施し、大規模災害時における避難所での生活を擬似体験し、生活の不自由さや最大限必要な物資などは何かを身を持って学び、あわせてみずからの身を守ることを目的としまして着衣泳法を学びました。後半期は、救命処置の基本となる救命入門コースを受講し、消防職団員とともに応急手当ての普及、また火災予防の普及啓発活動を実施いたしました。毎月クラブ活動の内容を消防本部のホームページにも掲載をしているところでございます。

ご質問いただきました平成24年度予算額との比較でございますが、10万4,000円の減額となって ございますが、今年度の結成時に整備をいたしました、はっぴや手袋等の被服関係は、次年度以降 においても継続的に使用することができるため新たに整備する必要がないことから、これに要する 購入経費が減額となっているものでございます。

また、平成25年度の事業予定といたしましては、今年度の活動とほぼ同様な内容を予定している

ところでございますが、結成2年目を迎え、平成25年度より新たに入隊するクラブ員や中学生となって新たに当クラブの準指導者となるクラブ員構成となりますことから、実技体験学習など実践的な内容の取り組みを行うことや、地域の自主防災組織などさまざまな団体との交流を図ることなどを念頭に置き、準指導者とともに訓練内容を企画立案しながら、楽しさを加えた活動内容になるよう検討してまいります。

平成25年度におけます当少年クラブ員につきましては、3月上旬に管内小学校やホームページなどで募集を行い、新たに25名の申し込みがございました。現在のクラブ員は29名ですが、来年度は5名の準指導者を含めてクラブ員が50名となります。

少子高齢化に伴う人口減少や地域コミュニティーの希薄化、住民意識の変化などから、地域においては災害に強い安全安心な社会をつくるために総合的な防災力の向上など新たな課題が生じています。こうした課題の解決を図るためには、将来の地域防災を担う人材の育成につながる少年消防クラブ活動の一層の活性化が必要不可欠であると考えております。また、この活動が青少年にとって貴重な人生経験と機会になるよう、今後も創意工夫を行いながらクラブ活動を行ってまいります。

次に、応急手当普及啓発事業についてご説明します。小児、乳児を対象としました救命講習会に つきましては、特に小児や乳児に接する機会の多い方々への要望に応じて、来年度から定期に講習 会を開催する予定でございます。しかしながら、一度に多数の受講者に対して講習会を開催するに は、現在保有している乳児用訓練人形5体と小児用訓練人形3体では不足していることから、来年 度はそれぞれ4体ずつ購入していく予定で、救命講習会の拡充を図っていく予定でございます。

また、入門コース用AED学習キットでございますが、現在救命講習会で使用している訓練用人形の数量では、一度に多数の受講者を対象とした救命入門コースを開催することは困難でありますことから、胸骨圧迫に特化した入門コース用の学習キットを来年度予算で50体購入する予定でございます。利用の仕方や活動見込みにつきましては、吉川市及び松伏町の中学校を対象とした90分の救命入門コースを開催し、平成26年度からは管内全ての中学校において開催することを目途に関係機関に働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- ○山崎善弘議長 ただいまの答弁に対し再質疑はありませんか。 8番、川上力議員。
- ○8番 川上 力議員 1点だけ確認させていただきたいのですけれども、昨年度よりも非常に有効な少年消防クラブの事業だというふうに私は思っております。昨年よりも人数がふえて50名近くなるということなのですけれども、着物とかそういったものは、もう買ってあるからいいということなのですが、この事業費そのものは減額された状態で、それから人数もふえた状態でしっかりできるのかどうかだけお願いします。
- ○山﨑善弘議長 ただいまの再質疑に対しまして答弁を求めます。

鈴木克巳次長。

○鈴木克巳次長 川上議員の再質問に対しましてお答えいたします。

今回計上いたしました事業費で少年消防クラブがしっかり運営できるのかというご質問でございましたが、当初40名程度を定員として見込んでおりまして、今回思ったよりも多く、定員の40名を10名超える50名の少年消防クラブが結成される予定でございますが、予算の範囲内、あるいは必要に応じてほかからの流用なども行って、活動が十分に実施されるように努めてまいりたいと考えております。

- ○山崎善弘議長 次に、6番、伊藤正勝議員の質疑を許可いたします。 通告第2号、6番、伊藤正勝議員。
- ○6番 伊藤正勝議員 昼食の時間に入っております。特に幹部者のお二人、お忙しいとは思います けれども、できるだけコンパクトにやりたいと思います。よろしくお願いをいたします。

再質問はしないつもりですので、担当の課長及び総括的に消防長のほうから答弁をまとめて、足りないところはフォローしてお答えをいただきたい。管理者には1カ所ぐらい、できたら答弁をお願いしておきたいと思っております。

25年度予算案、ここには17億9,500万と書きましたけれども、これは24年度の補正を合わせた金額をここに書いておりまして、実質的には15億5,580万円の25年度予算、今説明を受けました。吉川、松伏の2つの自治体の負担金が主な財源でありますので、予算上の制約もあろうと思います。消防の現場を担う立場からは、この消防予算は十分足りているのか。どんなふうに受けとめていらっしゃるのか、考え方を聞いておきたい。もしお金があればこういうことをやりたいというようなことがあれば、そのことも伺っておきたいと思います。

想定外の災害が来たりすると吉川の市役所は対応ができないということで、新しい吉川市役所を つくろうということが具体的に浮上しておりますけれども、それまでの間にはそういうことが起こ るかもわからない。そのときは、この消防本部が代替施設となるということで整備が進められたと いうふうに受けとめておりますが、どう整備をされたのか。これは現場の責任者。そして、本当に 十分対応できるのか。この1つだけを管理者に伺っておきたいと思います。

あと、歳入に関連して、9ページの雨量伝送装置受託事業。文字と予算額は見ればわかります。 要するに、これはどういう意味合いなのだと。質問の趣旨は、これからの質問は全部そうですけれ ども、予算書は見ればわかるのです、最低限のことは。しかし、その数字の持つ意味合いと、この 言葉の持つ意味合いをちょっと説明をしてくださいということです。

水槽付もどういう内容で、更新というのはこういうふうに考えているよと。常にこういうことになるのだと。だから、こういうものは一回きちっと整理をしてご答弁をいただいていると、あとは議事録を見て、次の人たちがまたそれを受けて、その情報を踏まえて質問するということになるのだろうと思います。そういうものでありたいという趣旨であります。

15ページの負担金交付金、これも消防大学校入校負担金、消防学校救命士養成負担金。負担金と金額はわかります。吉川松伏消防では何人が、それぞれ年間この負担金を出すことによってこの研修を受けたりしているのか。実情はどうなのだと。この金はどういうふうに活用されているのか、そのことを聞きたいということです。

17ページの職員採用の委託の状況についても、採用の基準、基本方針を伺っておきたい。

21ページの委託料に関連して、これも名目はみんなわかります。例えばさっきもちょっとお聞き しましたけれども、消防車の呼吸器や、あるいは患者監視装置というのは、これは消防車の中のも のですよ、これをこういうふうにするのですよと、そういうふうに見えるように説明をいただきた い。これはこういうことなのだと、この機会に承りたいということであります。

どうぞよろしくお願いをいたします。お昼に入って大変恐縮でありますけれども、よろしくお願いたします。

- ○山崎善弘議長 6番、伊藤正勝議員の質疑に対しまして答弁を求めます。 鈴木克巳次長。
- ○鈴木克巳次長 伊藤議員のご質問にお答えします。

平成25年度予算のポイント並びに消防組合として納得できる予算か、十分でないのかについてでございますが、平成25年度予算編成に当たりましては、災害対応及び地域住民の安全・安心なまちづくり推進に直接的に結びつく事業経費に重点を置き、予算編成を行いました。具体的に申し上げますと、ビデオ喉頭鏡など、新たな消防資器材の配備、救命講習用備品の拡充など、地域住民に直接結びつく事業費が確保できました。また、消防救急デジタル無線施設整備につきましては、構成市町の財政負担を考慮して、地方債の元金返済を3年間据え置き、公債費の平準化を図りました。以上のことから、当初予算編成方針に沿った予算措置ができたものと考えております。

次に、雨量伝送装置受託事業につきましてご説明いたします。雨量伝送装置は、埼玉県荒川右岸下水道事務所におきまして、台風や集中豪雨等の異常降雨による雨水の流入により下水道の事故を未然に防ぐために、当庁舎の屋上に設置してあるものも含め、埼玉県内全域をカバーするレーダー雨量計が設置されております。この装置への電気の供給が必要なことから、消費電力相当費用を埼玉県右岸下水道事務所から納付をいただいているものでございます。

次に、水槽付消防ポンプ自動車更新整備事業についての現状でございますが、現在運用している 消防ポンプ自動車は、吉川消防署に配備され17年が経過し経年劣化が見られ、ポンプ性能の低下が 懸念されることから更新整備をするものでございます。内容につきましては、昨年、松伏消防署に 配備いたしました車両と同様で、圧縮空気泡消火システムを搭載することにより、従来の水消火よ りも消火効率が高く、水による損害を軽減できるものでございます。必要性につきましては、更新 計画では、消防ポンプ自動車の更新の目安は導入後17年となっておりますが、発注から納品までに 半年間要することから、災害活動に支障が生じないよう使用頻度やポンプ性能等を見きわめ、適切 な更新整備を行ってまいりたいと考えております。

次に、予算書15ページの歳出、19節負担金補助及び交付金について、消防大学校入校負担金、ほか各負担金や内容についてでございますが、予算書15ページ、19節負担金補助及び交付金の金額1億6,976万2,000円は、1目常備消防費で予算計上する各事業の予算の積算額となっており、消防職員給与費の退職手当の負担金となります埼玉県市町村総合事務組合負担金や庶務事業の各種消防長会負担金などとなっております。

研修事業の消防学校負担金は、東京都調布市にございます消防大学校にて約2カ月間の教育期間となります予防科に1名、同様に鴻巣市にございます埼玉県消防学校にて半年間の教育期間となります初任教育に8名、約2カ月間の教育期間となります救急科に4名など、各専門教育に係る研修負担金となっております。

また、救急救命士養成負担金につきましても、さいたま市にございます埼玉県救急救命士養成所 にて1名を約7カ月間の教育期間を経て救急救命士の国家資格を取得するものでございます。

資格取得助成金につきましては、消防職員に対しまして各種消防車両を運用するために必要となる大型免許などの消防業務遂行に有効な資格取得に対する助成金を交付するものでございます。

次に、情報公開、個人情報保護運営事業についてでございますが、前年度の情報公開制度と個人情報保護制度の実施状況につきまして報告いたします審査会と開示決定などについて不服申し立てがあった場合に開く審査会の2日分といたしまして、1人当たり日額2万2,500円、3名分として13万5,000円、また費用弁償の6,000円を合わせまして14万1,000円を計上させていただきました。

次に、職員採用試験の委託の実情でございますが、平成24年度の採用試験の申込者数が76名であったことを考慮し、第1次試験として実施するマークシート方式の教養試験の問題提供並びに採点集計のため、教養試験委託料として18万7,110円を計上させていただきました。

また、採用の基準と方針についてでございますが、地方公務員法による任用の根本基準に基づきまして、第1次試験、第2次試験ともに結果を点数化し、成績上位の者から合格者を決定し、次年度の採用候補者名簿に登載をしております。

次に、21ページ、委託料に関連して、患者監視装置保守点検の委託先、その機能と役割、配置と数、活動と課題についてお答えします。まず、委託先につきましては、本年度は医療機器メーカーの指定代理店であるエイバン商事株式会社及び日本船舶薬品株式会社と見積徴取会を開催し、日本船舶薬品株式会社と締結をいたしました。平成25年度においても本年度と同様に行う予定でございます。

次に、その機能と役割でございますが、救急活動において傷病者を車内に収容した後に、傷病者の状態を把握するための監視モニターでございまして、主に血圧、心拍数、心電図の波形等を計測し、傷病者の状態を数値で観察するための装置でございます。

次に、配置と数でございますが、署所に配置している救急車ごとに吉川消防署に2台、松伏消防

署に1台、南分署に1台、計4台の救急車に各1台ずつ積載してございます。

次に、活動と課題でございますが、活動につきましては、傷病者の状態を数値化し、その情報を 収容依頼先病院へ伝え、急な容体変化の把握に努めております。課題につきましては、厚生労働省 の通達に基づき、年1回の保守点検を実施していることから、保守点検に対する課題はございません。

次に、空気呼吸器保守点検委託料についてお答えします。まず、委託先でございますが、製品の 特殊性から空気呼吸器の保守点検は指定代理店に委託しており、年に1回実施しているところでご ざいます。

次に、機能と役割についてでございますが、空気呼吸器は、あらゆる災害現場において酸素欠乏 空気、ガス、化学・生物ガスなどの吸入を防ぎ、隊員が安全に活動するために必要不可欠な資機材 でございます。

次に、配置と数についてでございますが、救急車及び資器材搬送車等の車両を除く9台の消防車両に乗車定員分として32基、また故障時の対応として2基保有しており、空気呼吸器は全部で34基保有しております。

次に、活動と課題についてでございますが、活動につきましては、建物火災に出動する隊員は、 必ず事前に空気呼吸器を着装し、消火活動を行っているところでございます。

課題につきましては、近年の保守点検において、使用年数が経過したものほどゴム部分の劣化や陽圧流量不足等の故障が発生していることから、日常点検と使用後点検を確実に行い、経年劣化等の状況を早期に把握して、災害活動に支障のないよう部品交換や適切な時期に更新整備を図ることが必要であるものと考えております。

以上でございます。

○山崎善弘議長 ただいまの答弁に対し、再質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○山﨑善弘議長 質疑を打ち切り、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○山崎善弘議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、本案を採決いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山崎善弘議長 ご異議ないものと認め、これより採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○山﨑善弘議長 挙手全員であります。

よって、第5号議案 平成25年度吉川松伏消防組合一般会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

◎閉会の宣告

○山﨑善弘議長 以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして平成25年第1回吉川松伏消防組合議会定例会を閉会いたします。 本日はご苦労さまでございました。

閉会 午後 零時43分